

(公 印 省 略)  
感疾第 30092-10003 号  
令和 6 年 2 月 2 7 日

群馬県医師会長 }  
群馬県病院協会長 } 様

群馬県健康福祉部  
感染症・がん疾病対策課長 中村 多美子

麻しんの国内外での増加に伴う注意喚起について（再周知）

本県の感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課及び予防接種課から事務連絡がありましたので送付します。

つきましては、貴会会員の皆様に御周知をお願いいたします。

また、群馬県においては、「流行性疾患患者通報業務」により、麻しん及び風しん患者（届出基準に満たない疑い例を含む）を診察した際は、所属都市医師会あて通報することとなっていますので、引き続き御協力をお願いいたします。

【事務連絡概要】

- 現在、海外において麻しんの流行が報告されており、国内においても、海外からの輸入症例を契機とした感染伝播事例が報告されている。
- 今後、輸入症例や国内における感染伝播事例が増加することが懸念される。
- こうした状況を受けて、国立感染症研究所において、最近の海外の感染状況を踏まえた国内における麻しん症例の発生や流行の拡大の可能性についてのリスク評価を発出した。
- 「麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」（令和 5 年 5 月 12 日付け厚生労働省健康局結核感染症課・予防接種室事務連絡）に基づく注意喚起を改めて行うとともに、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）に基づく対応の徹底をすること。

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（厚労省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

流行性疾患患者通報業務（麻しん・風しん疑い通報）【医療機関向け】（県ホームページ）

<https://www.pref.gunma.jp/page/2723.html>

担当：感染症危機管理第二係 須永  
電話：027-226-3316